

平成25年度財政決算の取扱いについて

対象先	DB年金	厚生基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

- 平成25年度財政決算の取扱いにつき、信託協会から厚生労働省あて個別に確認していた事項について回答がありました。
- 上記回答内容によると、平成25年度財政決算の取扱いは以下の通りとなります。
 - (1) 最低責任準備金の精緻化：
 - ①財政決算および財政検証では実施せず
 - ②財政検証抵触時の変更計算では原則として実施（実施しないことも可）
 - (2) 財政検証・変更計算を行う財政運営基準：現行基準を適用詳細は次ページをご参照ください。

平成25年度決算に係る取扱い概要

項目	概要											
貸借対照表 〔全基金〕	<ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金の精緻化:実施しない 											
財政検証 〔代行返上/解散計画未提出先〕	<ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金の精緻化:実施しない 検証方法:平成24年度財政検証と同様 (ただし、非継続基準の対最低積立基準額比の積立比率は0.94) 											
財政検証 抵触時の 変更計算 〔代行返上/解散計画未提出先〕	<ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金の精緻化:精緻化後を基本とするが、精緻化前も適用可 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>最低責任準備金の精緻化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #4a7ebb; color: white;">継続基準に 基づく変更計算</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 精緻化後を基本 精緻化前(最低責任準備金(係数0.875&「期ずれ」あり)+最低責任準備金調整額)も適用可 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #4a7ebb; color: white;">非継続基準に 基づく変更計算</td> <td style="background-color: #d9e1f2;">積立比率に 応じた方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 精緻化後を基本 精緻化前(最低責任準備金(係数0.875&「期ずれ」あり))も適用可 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">回復計画に 応じた方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 精緻化後を基本 精緻化前(最低責任準備金(係数0.875&「期ずれ」あり))も適用可 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 継続/非継続基準に基づく変更計算において、最低責任準備金の精緻化については整合性をとる必要あり ⇒(例) 以下のような取扱いは不可 継続基準に基づく変更計算:精緻化後 非継続基準に基づく変更計算:精緻化前</p> <p>(注2) 回復計画に応じた方法について、精緻化前後の選択は、計画策定期間を通じて統一する必要あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 掛金算定方法:現行基準適用(変更なし) 			最低責任準備金の精緻化	継続基準に 基づく変更計算		<ul style="list-style-type: none"> 精緻化後を基本 精緻化前(最低責任準備金(係数0.875&「期ずれ」あり)+最低責任準備金調整額)も適用可 	非継続基準に 基づく変更計算	積立比率に 応じた方法	<ul style="list-style-type: none"> 精緻化後を基本 精緻化前(最低責任準備金(係数0.875&「期ずれ」あり))も適用可 	回復計画に 応じた方法	<ul style="list-style-type: none"> 精緻化後を基本 精緻化前(最低責任準備金(係数0.875&「期ずれ」あり))も適用可
		最低責任準備金の精緻化										
継続基準に 基づく変更計算		<ul style="list-style-type: none"> 精緻化後を基本 精緻化前(最低責任準備金(係数0.875&「期ずれ」あり)+最低責任準備金調整額)も適用可 										
非継続基準に 基づく変更計算	積立比率に 応じた方法	<ul style="list-style-type: none"> 精緻化後を基本 精緻化前(最低責任準備金(係数0.875&「期ずれ」あり))も適用可 										
	回復計画に 応じた方法	<ul style="list-style-type: none"> 精緻化後を基本 精緻化前(最低責任準備金(係数0.875&「期ずれ」あり))も適用可 										
代行返上/解散計画 提出先の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 上記の財政検証は実施せず、計画の実施状況を確認 (代行返上/解散予定日時点の積立水準が積立目標を満たすかの確認) 以下項目は、決算報告書上の記載を省略可 (1)様式⑩-9 :許容繰越不足金 (2)様式⑩-10:積立状況と財政計算の留保 											

以上